

# お手紙向上委員会 会員規約

## 第1条(名称・目的)

1. この会は「おてがみ向上委員会」(以下「本会」という。)と称する。
2. 手紙や手書き文字が持つ力、魅力を認識し、積極的に取り入れ、広めていく活動を通して、人とのつながりを大切にし、平和で愛があふれる社会を創ることを目的とする。

## 第2条(規約の目的・変更)

1. 本規約は、本会についての基本的な事柄を定める。
2. 事務局は会員の了解を得ることなくこの規約を変更することができる。

## 第3条(事務局)

本会の事務局は本会代表及び役員のもとに置き、事務局は次のことを行う。

- (1)本規約の改廃
- (2)本会活動に関する資料収集及び提供
- (3)ワークショップ、研修会など行事の企画及び実施
- (4)友好団体との連絡及び提携
- (5)その他、目的達成のために必要なこと

## 第4条(会員の資格)

1. 本会会員(以下「会員」という。)は、本会の目的を理解し、これを実践する者とする。
2. 会員は原則として、年齢、性別を問わない。ただし、未成年の入会は保護者の同意を得たものに限る。

## 第5条(会員の種類)

会員はすべて、個人会員とする。

## 第6条(会員の登録・変更・退会)

1. 本規約に同意の上、所定の様式に必要事項を記載し、事務局に入会申し込みを行うことにより、会員となることができる。ただし、郵便はがき又は適宜用紙に記載し入会申込を行っても会員になることができるものとする。
2. 会費の入金をもって登録完了とする。一度支払われた会費は返金しないものとする。
3. 事務局が相応しくないと判断した場合は、入会を認めないことができる。
4. 会員は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに変更登録を行う。変更登録がされなかったことにより生じた損害については、事務局はその責を負わないものとする。
5. 退会を希望する場合は、会員証を添えて事務局に退会を届け出る。
6. 会員がいずれかの事由に該当する場合は、退会とする。
  - (1)会員が死亡した場合
  - (2)会員が6カ月以上音信不通もしくは転居先不明となった場合
7. 事務局は、定期的に会員変更手続きを行う。

## 第7条(禁止事項)

本会の活動にあたり、以下に該当する行為を禁止する。

- (1)他の会員を不快にさせるような行為
- (2)公序良俗に反するもの
- (3)法令に反する行為
- (4)本会の活動を妨げ、または本会の信用を失墜毀損する行為
- (5)その他、事務局が不相当と判断する行為

## 第8条(会員証・会員番号の管理)

1. 会員の証しとして会員番号を付与するとともに、会員証を交付する。
2. 会員は退会に際して、会員証を事務局に返却する。

## 第9条(会員に関する情報)

会員情報は、プライバシーポリシーに従い、責任を持って事務局が管理する。

## 第10条(会費)

1. 本会の入会費原則として無料とする。
2. 年会費は1,200円とし、小冊子の発送費等に充てる。なお支払いは一括払いとする。

## 第11条(小冊子)

1. 会員は、手紙の楽しみ方や魅力、情報を掲載した小冊子を、原則として無料で受け取ることができる。
2. 複数冊を希望する場合は、別途定める費用が発生する。

## 第12条(サービス提供の不可抗力的一時中断)

事務局は以下の事由により、会員に事前の連絡をすることなく、本活動を中断することがある。この中断による損害について、事務局はその責を負わないものとする。

- (1)天変地異などにより活動を継続できなくなった時

## 第13条(免責事項)

1. 事務局は、会員相互間および会員と第三者との間で生じた個人的なトラブルに関して、その責を負わないものとする。
2. 事務局は、配達過程で起きた事故等による小冊子の紛失、破損に関しては、その責を負わないものとする。

## 附則

第1条 本規約は、令和元年6月26日よりこれを施行する